

追補版

生命保険会社のディスクロージャー ～虎の巻 2016年版～

生命保険協会では、平成28年7月に『生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻～（2016年版）』を作成しましたが、その後、ディスクロージャー開示基準の変更、会員会社情報の変更に伴い、作成時の記載内容が一部変更されております。そこで今般、変更点をまとめた『虎の巻 2016年版（追補版）』を作成しましたので、あわせてご覧ください。

【主な改訂ポイント】

①「生命保険契約者保護機構」に関する記述を改訂

（改訂ページ：P27、P28）

②ディスクロージャー開示基準に関する記述を改訂

（改訂ページ：P29）

③生命保険相談所一覧に関する記述を改訂

（改訂ページ：P42）

④生命保険各社相談窓口一覧に関する記述を改訂

（改訂ページ：裏表紙）

令和4年7月

生命保険協会

P4 ディスクロージャー誌をご覧になるには

【2段落】

(改訂前)

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国53カ所の地方連絡所（42ページ参照）でご覧いただくことができます。また、全国の消費生活センターでもご覧いただけます。



(改訂後)

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国50カ所の地方連絡所（42ページ参照）*でご覧いただくことができます。また、全国の消費生活センターでもご覧いただけます。

※地方連絡所は本冊子の8ページをご覧下さい。

P4 その他のディスクロージャー

【1段落】

(改訂前)

生命保険各社は、決算（案）の内容や四半期（6月末、9月末（上半期末）、12月末）の業績について、それぞれ報道機関に資料を発表しています。この資料は各社のホームページに掲載されます。また、生命保険協会のホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）に全社の決算発表、四半期報告の資料を掲載しています。ご契約者の皆さまへの諸通知とあわせ、決算状況についての情報を送付している生命保険会社もあります。



(改訂後)

生命保険各社は、決算（案）の内容や四半期（6月末、9月末（上半期末）、12月末）の業績について、それぞれ報道機関に資料を発表しています。この資料は各社のホームページに掲載されます。また、生命保険協会のホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）に全社の決算発表、四半期報告の資料を掲載しています。ご契約者の皆さまへの諸通知とあわせ、決算状況についての情報を送付している生命保険会社もあります。

P6 保険料の決まり方と責任準備金

【P 6 下段】

(改訂前)

こうした責任準備金は、生命保険業界全体では約315兆円（平成27年度末）という非常に大きな資金量となります。



(改訂後)

こうした責任準備金は、生命保険業界全体では約338兆円（令和3年度末）という非常に大きな資金量となります。

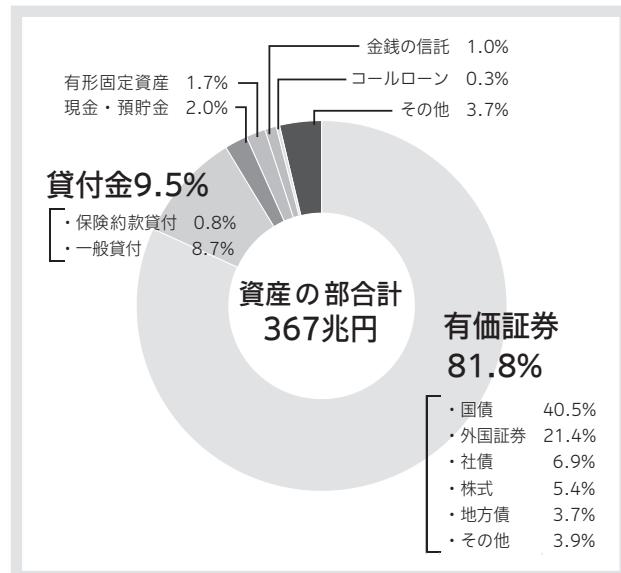
P13 どのような資産で運用されているかを見る

【3段落】

(改訂前)

生命保険会社全社の総資産の資産構成は、有価証券81.8%、貸付金9.5%、現金及び預貯金2.0%、有形固定資産1.7%などとなっています（平成27年度末）。

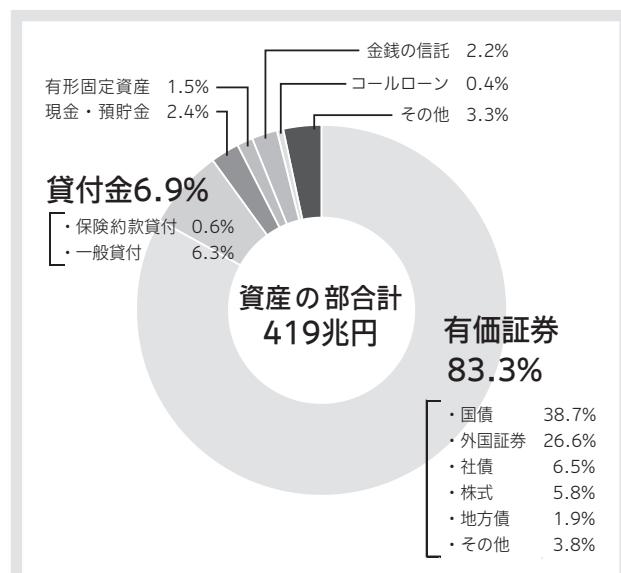
■ 平成27年度末の資産構成（生命保険会社全社合計）



(改訂後)

生命保険会社全社の総資産の資産構成は、有価証券83.3%、貸付金6.9%、現金及び預貯金2.4%、有形固定資産1.5%などとなっています（令和3年度末）。

■ 令和3年度末の資産構成（生命保険会社全社合計）



P15 STEP UP! 不良債権の開示

【1段落】

(改訂前)

生命保険会社は、貸付金などの債権について、債務者の財政状態および経営成績等にもとづき、以下の4区分に分類した「債務者区分による債権の状況」を開示しています。

このうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に区分されたものの合計が不良債権にあたります。

| 区分 | 内容 |
|--------------------|--|
| ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。 |
| ②危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。 |
| ③要管理債権 | <p>3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金。</p> <p>● 3カ月以上延滞貸付金…元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（①及び②に掲げる債権を除く）のこと。</p> <p>● 条件緩和貸付金…………債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（①及び②に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く）のこと。</p> |
| ④正常債権 | 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権。 |

なお、不良債権については、上記に加え、従来より、貸付金のうち返済状況が正常ではない債権を「リスク管理債権」として開示しています。



(改訂後)

生命保険会社は、貸付金などの債権について、債務者の財政状態および経営成績等にもとづき、以下の5区分に分類した「保険業法に基づく債権の状況」を開示しています。

このうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」および「貸付条件緩和債権」に区分されたものの合計が不良債権にあたります。

| 区分 | 内容 |
|--------------------|---|
| ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。 |
| ②危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（①に掲げる債権を除く）。 |
| ③三月以上延滞債権 | 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（①及び②に掲げる債権を除く）。 |
| ④貸付条件緩和債権 | 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（①から③に掲げる債権を除く）。 |
| ⑤正常債権 | 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権。 |

P16 負債の大部分である責任準備金について考える

【3段落】

(改訂前)

個人向けの生命保険商品の多くは、金融庁が標準レベルを設定する標準責任準備金制度により積み立てがなされます。標準責任準備金制度では、平準純保険料式で積み立てることとされ、予定死亡率は日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証したもの、予定利率は国債の利回りを基準に健全な水準に設定されたもの（平成28年度の平準払商品の新契約に適用されるものは1.0%）とされています。

↓

(改訂後)

個人向けの生命保険商品の多くは、金融庁が標準レベルを設定する標準責任準備金制度により積み立てがなされます。標準責任準備金制度では、平準純保険料式で積み立てることとされ、予定死亡率は日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証したもの、予定利率は国債の利回りを基準に健全な水準に設定されたもの（令和4年度の平準払商品の新契約に適用されるものは0.25%）とされています。

P19 生命保険契約に直接関係する収支（保険金等支払金）

【6段落】

(改訂前)

なお、平成27年度の保険金支払総額は12兆1248億円、年金支払総額は4兆8597億円、給付金支払総額は4兆965億円となっています。

↓

(改訂後)

なお、令和3年度の保険金支払総額は9兆2,203億円、年金支払総額は4兆5,529億円、給付金支払総額は4兆2,593億円となっています。

P27 ≪参考≫保険契約者の保護について

【責任準備金等の「90%まで補償」されます。・・・ 2段落】

(改訂前)

ただし、破綻時より直前の5年間、予定利率が常に告示所定の基準利率(平成28年7月現在で3%)を超えていた契約(「高予定利率契約」)(※)に関しては、以下の式によって算出される率が補償限度となります。

↓

(改訂後)

ただし、破綻時より直前の5年間、予定利率が常に告示所定の基準利率(令和4年7月現在で3%)を超えていた契約(「高予定利率契約」)(※)に関しては、以下の式によって算出される率が補償限度となります。

P28 ≪参考≫保険契約者の保護について

【保護機構の財源には、政府による財政措置があります。・・・ 1段落】

(改訂前)

平成29年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、予算で定める金額の範囲内において、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

↓

(改訂後)

令和9年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

P28 ≪参考≫保険契約者の保護について

【既契約条件の変更について・・・ 3段落】

(改訂前)

なお、仮に加入している保険会社が予定利率を引下げる場合でも、政令により引下げの下限が3%に設定されていますので(平成28年7月現在)、引下げの対象となる契約は3%を超える予定利率の契約に限られ、それ以外の契約は引下げの対象となりません。

↓

(改訂後)

なお、仮に加入している保険会社が予定利率を引下げる場合でも、政令により引下げの下限が3%に設定されていますので(令和4年7月現在)、引下げの対象となる契約は3%を超える予定利率の契約に限られ、それ以外の契約は引下げの対象となりません。

ディスクロージャー開示基準

P29 V 財産の状況

(改訂前)

| 開示項目 | |
|--|---|
| 相互会社 | 株式会社 |
| V 財産の状況* | |
| 1 貸借対照表* | 1 同左* |
| 2 損益計算書* | 2 同左* |
| 3 キャッシュ・フロー計算書(※3)* | 3 同左* |
| 4 基金等変動計算書* | 4 株主資本等変動計算書* |
| 5 剰余金処分又は損失処理に関する書面* | |
| 6 債務者区分による債権の状況* | 5 同左* |
| (破産更生債権及びこれらに準ずる債権)* | (同左)* |
| (危険債権)* | (同左)* |
| (要管理債権)* | (同左)* |
| (正常債権)* | (同左)* |
| 7 リスク管理債権の状況* | 6 同左* |
| (破綻先債権)* | (同左)* |
| (延滞債権)* | (同左)* |
| (3カ月以上延滞債権)* | (同左)* |
| (貸付条件緩和債権)* | (同左)* |
| 8 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況* | 7 同左* |
| 9 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* | 8 同左* |
| 10 有価証券等の時価情報(会社計)* | 9 同左* |
| (有価証券)* | (同左)* |
| (金銭の信託)* | (同左)* |
| (デリバティブ取引)* | (同左)* |
| 11 経常利益等の明細(基礎利益) | 10 同左 |
| 12 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* | 11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* |
| 13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* | 12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* |
| 14 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨(※4) | 13 同左 |
| 15 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要な事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要な事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容* | 14 同左* |

*印は法律で開示することが定められている項目

(改訂後)

| 開示項目 | |
|--|--|
| 相互会社 | 株式会社 |
| V 財産の状況* | |
| 1 貸借対照表* | 1 同左* |
| 2 損益計算書* | 2 同左* |
| 3 キャッシュ・フロー計算書(※3)* | 3 同左* |
| 4 基金等変動計算書* | 4 株主資本等変動計算書* |
| 5 剰余金処分又は損失処理に関する書面* | |
| 6 保険業法に基づく債権の状況* | 5 同左* |
| (破産更生債権及びこれらに準ずる債権)* | (同左)* |
| (危険債権)* | (同左)* |
| (三月以上延滞債権)* | (同左)* |
| (貸付条件緩和債権)* | (同左)* |
| (正常債権)* | (同左)* |
| 7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況* | 6 同左* |
| 8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)* | 7 同左* |
| 9 有価証券等の時価情報(会社計)* | 8 同左* |
| (有価証券)* | (同左)* |
| (金銭の信託)* | (同左)* |
| (デリバティブ取引)* | (同左)* |
| 10 経常利益等の明細(基礎利益) | 9 同左 |
| 11 計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* | 10 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨* |
| 12 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* | 11 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* |
| 13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨(※4) | 12 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨(※4) |
| 14 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要な事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要な事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容* | 13 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要な事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要な事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容* |

P29 VI 業務の状況を示す指標等

(改訂前)

| 開示項目 | |
|----------------------------|--------------|
| 相互会社 | 株式会社 |
| VI 業務の状況を示す指標等* | |
| 1 主要な業務の状況を示す指標等 | 1 同左 |
| (1)決算業績の概況 | (1)同左 |
| (2)保有契約高及び新契約高* | (2)同左* |
| (3)年換算保険料 | (3)同左 |
| (4)保障機能別保有契約高* | (4)同左* |
| (5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高* | (5)同左* |
| (6)異動状況の推移 | (6)同左 |
| (7)社員配当の状況* | (7)契約者配当の状況* |

*印は法律で開示することが定められている項目

(改訂後)

| 開示項目 | |
|--------------------------------|--------------|
| 相互会社 | 株式会社 |
| VI 業務の状況を示す指標等* | |
| 1 主要な業務の状況を示す指標等 | 1 同左 |
| (1)決算業績の概況 | (1)同左 |
| (2)保有契約高及び新契約高* | (2)同左* |
| (3)年換算保険料 | (3)同左 |
| (4)保障機能別保有契約高* | (4)同左* |
| (5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高* | (5)同左* |
| (6)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料 | (6)同左 |
| (7)社員配当の状況* | (7)契約者配当の状況* |

P30 IX 保険会社及びその子会社等の状況

(改訂前)

| 開示項目 | |
|---|------------------|
| 相互会社 | 株式会社 |
| IX 保険会社及びその子会社等の状況* | |
| 3 保険会社及びその子会社等の財産の状況* | 3 同左* |
| (1)連結貸借対照表* | (1)同左* |
| (2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書(※6) * | (2)同左* |
| (連結損益計算書) * | (同左) * |
| (連結包括利益計算書) * | (同左) * |
| (3)連結キャッシュ・フロー計算書* | (3)同左* |
| (4)連結基金等変動計算書* | (4)連結株主資本等変動計算書* |
| (5)リスク管理債権の状況* | (5)同左* |
| (破綻先債権) * | (同左) * |
| (延滞債権) * | (同左) * |
| (3ヶ月以上延滞債権) * | (同左) * |
| (貸付条件緩和債権) * | (同左) * |
| (6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率) * | (6)同左* |

*印は法律で開示することが定められている項目

(改訂後)

| 開示項目 | |
|---|------------------|
| 相互会社 | 株式会社 |
| IX 保険会社及びその子会社等の状況* | |
| 3 保険会社及びその子会社等の財産の状況* | 3 同左* |
| (1)連結貸借対照表* | (1)同左* |
| (2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書(※6) * | (2)同左* |
| (連結損益計算書) * | (同左) * |
| (連結包括利益計算書) * | (同左) * |
| (3)連結キャッシュ・フロー計算書* | (3)同左* |
| (4)連結基金等変動計算書* | (4)連結株主資本等変動計算書* |
| (5)保険業法に基づく債権の状況* (破産更生債権およびこれらに準ずる債権) * | (5)同左* |
| (危険債権) * | (同左) * |
| (3ヶ月以上延滞債権) * | (同左) * |
| (貸付条件緩和債権) * | (同左) * |
| (正常債権) * | (同左) * |
| (6)保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率) * | (6)同左* |

用語解説

P38 その他の用語

3. 標準責任準備金

予定死亡率：

(改訂前)

日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの

平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する保険契約

生保標準生命表1996（死亡保険用、年金開始後用）に基づく予定死亡率

平成19年4月1日以降締結する保険契約

生保標準生命表2007（死亡保険用、年金開始後用）・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

↓

(改訂後)

日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの

平成8年4月1日以降平成19年3月31日までに締結する保険契約

生保標準生命表1996（死亡保険用、年金開始後用）に基づく予定死亡率

平成19年4月1日以降締結する保険契約

生保標準生命表2007（死亡保険用、年金開始後用）・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

平成30年4月1日以降に締結する保険契約

生保標準生命表2018（死亡保険用）・第三分野標準生命表2018に基づく予定死亡率

予定利率：

(改訂前)

平準払商品の保険契約

平成27年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約……………年1.00%

↓

(改訂後)

平準払商品の保険契約

平成27年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約……………年1.00%

平成29年4月1日以降締結する平準払商品の保険契約……………年0.25%

P41 生命保険協会では次の資料をご用意しています。

「生命保険事業概況CD-ROM」

(改訂前)

生命保険事業の業績統計をまとめたものです。会社別的主要統計表、全社合計の詳細統計表および昭和25年度決算からの主要業績年次推移等を収録しています。また、海外の主要な生命保険事業統計も収録しています（毎年10月頃発行）。

価額=700円（平成27年度実績）



(改訂後)

生命保険事業の業績統計をまとめたものです。会社別的主要統計表、全社合計の詳細統計表および昭和25年度決算からの主要業績年次推移等を収録しています。（毎年10月～12月頃発行）。

価額=700円（令和3年度実績）

「お問い合わせ」

(改訂前)

このほか生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp>) では、月次の全社合計の業績統計、生命保険会社各社の決算発表、四半期報告資料などを掲載しています。



(改訂後)

このほか生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp>) では、月次の全社合計の業績統計、生命保険会社各社の決算発表、四半期報告資料などを掲載しています。

P41 生命保険文化センターでは次の資料をご用意しています。

「ねんきんガイド」

(改訂前)

公的年金制度や個人年金保険のしくみを、事例を通してわかりやすく解説しています。老後の生活設計を考えるうえで役立つ小冊子です。

B5判 68ページ 価額=1部100円



(改訂後)

公的年金制度や個人年金保険のしくみを、事例を通してわかりやすく解説しています。老後の生活設計を考えるうえで役立つ小冊子です。

B5判 68ページ 価額=1部200円

MEMO

P42 生命保険相談所一覧

●生命保険相談室:東京

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 生命保険協会内 ☎03(3286)2716

全国50箇所にある地方事務室では、生命保険相談所の連絡所としてみなさまからのご相談に応じています。ご相談の際には、お近くの連絡所をご利用ください。当会HPにて相談所一覧を掲載しています。右のQRコードよりアクセスいただけます。

[相談所一覧]



生命保険各社相談窓口一覧

会員会社（加盟会社）の社名、相談窓口の住所、電話番号等は当会HPにて掲載しています。右のQRコードよりアクセスいただけます。

[会員会社・相談窓口一覧]



★各社の社名、相談窓口の住所、電話番号等は変更となる場合があります。
最新の内容は、生命保険協会のホームページでご確認いただけます。
★各社のホームページには、生命保険協会のホームページからリンクできます。

生命保険協会ホームページアドレス
<https://www.seiho.or.jp/>

一般社団法人
 生命保険協会

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
TEL.03(3286)2645<広報部>